

第5回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成23年12月17日（土） 午後2：00～午後4：00

2 会 場 市役所4階 第1委員会室

3 出席者 (敬称略)

委 員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、鈴木兼浩、石崎甲夫、岡本和子
植田富美子、岸幸弘

事務局：関久徳（総務部次長兼政策企画室長）、伊藤浩一（市民生活部次長兼市民活動推進室長）、小谷野賢一（政策企画室室長補佐）、島田雅也（政策企画室主査）、森本悠理（政策企画室主事）

傍聴者：1名

4 内 容

【開会】

【議題】

(1) 条例案への意見交換

会 長：会議に先立って、前回会議録の修正があるか確認したい。

一 同：修正点がないことで了承。

会 長：それでは前回に引き続き、条文案について事務局に説明してもらいながらその都度、皆様から意見を頂きたい。

●事務局から、条文案について、第11条から第13条まで説明（第4回懇談会資料1）。また、本日欠席した委員から寄せられた意見を紹介。内容の大意は以下のとおり。

①条文はできるだけ平易な表現に努めてほしい。

②この条例が対象としているのは、「協働」（課題を一緒にする）であるが、それ以外の「きょうどう」である「共同」（生活を一緒にする）と「協同」（活動を一緒にする）の精神も条例に盛り込んでほしい。

委 員：第11条、第13条で示されている「市民公益活動団体」とは何を指しているのか。市に登録している団体ということか。

事務局：地域の課題解決のための活動を行っているボランティア、NPOなどの団体を総称している。

会 長：蕨市に登録している団体が掲載されている冊子はあるのか。

委 員：「わらびネットワークステーション」では250程度の団体が登録している。

事務局：補足すると、「わらびネットワークステーション」に登録することにより、施設の使用することができる。ただし、登録している団体が、市内の市民公益活動団体の全てというわけではなく、その一部が登録しているということになる。

会 長：今の話は、第2条で市民を「市内に在住、在勤、在学する個人及び市内で活動す

る法人その他の団体」と定義しているにもかかわらず、第11条でわざわざ市民公益活動団体と対象を限定する理由が分からないというのが背景にあると思う。確かに、市民公益活動団体と特定するのではなく、より包括的な表現である市民に置き換えたほうが、条文が読みやすくなるうえ、第2条の定義が生きてくと思うがどうだろうか。

現実的に NPO 等への支援を想定していても、個人の協働を否定するわけではないので、条文案のように市民公益活動団体に限定しなくてもよいという話になると思う。

委員：市民がサークルのように行っている活動は、市民公益活動団体に移行することを考えていないケースが多い。そのため、簡単に市民とひとまとめにできるのか疑問に思う。

会長：個人と組織の中間形態を対象に入れるのはどうかというのが今の意見になると思うが、第11条第2項の市民公益活動団体を市民に置き換えても問題はないので、元々対象には入っていると思う。せっかく第2条の市民の定義で個人、団体を両方含めたのだから、市民という言葉に集約した方が、色々なケースに対応できると思う。ところで市民公益活動団体と聞くと意味がすぐには分からない気がするがどうだろうか。

委員：確かに、市民公益活動団体という言葉に、現役を退かれた団塊の世代などの参画・協働に意欲がある人たちも含まれることは、すぐには理解できないように思う。

委員：第13条の市民公益活動団体等の「等」は何を指しているのか。

事務局：「等」については、「市民参画・協働のまちづくり指針」5ページのイメージ図において、市民と市民公益活動団体とを示しており、この集合を忠実に表現したところ、「市民公益活動団体等」という表現になった。ただ、対象を市民に広げるならば、市民の定義を広く取っているため、上記の点はクリアできる気はする。

会長：市民に統一した方が、使い勝手がよくなるということは言えるかもしれない。

委員：情報の提供や交流の連携に留まらず、市民の協働に対する理解が不十分な現状を踏まえて、協働への啓発についての強い表現を入れた方がよいと思う。

会長：前回の議論の中で、市民・市双方の役割について責務というお互いが対等な表現がよいという話になったと思う。それを踏まえると、啓発を含めると、対等な関係にもかかわらず、市が市民に対して諭すようなイメージが強くなる恐れがある。そのため、啓発については、条文に書くよりパンフレットのような条例を浸透させる手段として行う方がよいと思う。もちろん、悪い言葉ではないので、現場感覚で啓発が重要と考えるなら入れることが望ましい。

委員：しかし、協働の機会を提供し、交流・連携を図るだけでよいのか疑問がある。

会長：それについては、市と市民が同じ情報を共有し、対等な関係での協議を行い、協働を行っていくという考え方でカバーできないだろうか。

委員：第13条について、「支援に努めるものとする」とあるが、ここは条例の目玉になると思う。やはり、市民にとっては自分の活動への補助など資金面での支援があったほうがよい。また、基金を設置して、活動に対して補助を行うことも1つの啓発になり得る。市が団体に対して金銭で支援する事例は菊川市などにあり、どのような支援になるかは分からないが、この条例の目指すべきあり方としてこの項目であえて基金について言及してもよいと思う。ちなみに、奈良市の条例でも、

基金についてこの項目で示している。

会 長：協働における市からの支出の方法については、助成金を用いるのが望ましい。公金ではなく、基金を使って行うということは、市民の自立性を示すにはインパクトがあるが、基金は寄付がないと恒久的に維持できない。究極的な目標は、基金がなくなり市民と市が対等な関係になることであり、基金を条文に入れることはその動きを加速させ、外に対する訴求効果はあるかもしれない。その一方で、果たして実際に維持できるのかは疑問である。そのため、基金については、解説で設置・創設について記載した方が条例の変更をする必要がなくなり、メンテナンスがしやすくなると思う。ちなみに、蕨市では、基金を作る予定はあるのか。

事務局：作る予定である。

会 長：それならば、第12条で資金がなくて協働の事業提案が行えない団体も、第13条で基金を活用して提案しやすくなるという構造で理解できると思う。

●事務局から、条文案について第14条を説明。

事務局：第14条については、骨子案にはなかったが、これまでの議論の中でコミュニティについては、やはり蕨市の大きな特色であるという意見をいただいていたので、特出して書き込んだものである。

委 員：蕨の場合は、コミュニティ委員会が5地区に組織されており、それを抜きにしてまちづくりはありえない。これまで地域で40年余り根付いてきた活動を残して伝えていくという意味でも重要になるので、ぜひこの条項は残してほしい。

委 員：コミュニティを示す位置としてはこの位置で問題ないだろうか。

会 長：市民参画・協働の前提にコミュニティがあると考えたら第4条の前に置くべきだろう。また、市民参画・協働の結果としてコミュニティが活性化することなら終盤の方がよい。あるいは別の場所も考えられる。いずれにせよ、コミュニティ活動が蕨市の特徴とするならどの位置に入れるかは1つのポイントになる。

副会長：近年、コミュニティ活動の内容は停滞している。条例の前半に入れることで、改めて啓発するとともに立て直しを図る契機としたい。

会 長：都市部の町会加入率は7割にいかないケースが多いが、蕨の町会加入率はどれくらいか。

事務局：7割を切っている。

副会長：蕨はコミュニティの歴史は古いが、内容がしっかりしていないから関心が薄れてきているのだろう。

会 長：そのような実情を考慮すると、前半部分に置くことを契機にして活性化しようという考えは現実味がある。

委 員：コミュニティ活動が煩わしいという人間もいる。昔がよかったというのではなく、そうした現状を受け入れて、コミュニティ活動の素晴らしさを伝えるとともに、それを伝える組織であるコミュニティ委員会を継続していかなければ、コミュニティ活動は途絶えてしまう。これは、コミュニティの場所をどの位置に書くかに関係なく、大切であると思う。

会 長：コミュニティについて、第4条の前に持っていく場合は、以降の条文の表現に影響を与えることになるので、可能かどうかも含めて、どの位置に書くか事務局で検討してほしい。

委 員：コミュニティを強く出していくのは市民参画・協働の条例としてどうなのか。

会 長：市民参画・協働の現実的なターゲットとしてコミュニティは十分考えられると思

う。また、前文のコミュニティ活動の推進と連動させて、市民参画・協働を進めるという書き方もできるだろう。

●事務局から、条文案について第15条と第16条を説明。

会 長：推進・検証の体制については、いる、いらぬも含めて議論してほしい。

委 員：第15条について、「結果を市民に公表する」とあるが、結果についての考察は行わないのか。

会 長：この公表の範囲は単なる事実の情報提供だけではなく、当然、検証に基づいて、改善が必要あるいは現状は好ましくないといった考察も含むはずである。

委 員：その好ましくないというのはだれが判断するのか。

会 長：主語が市長になっているので、市長が市職員にさせるか、あるいは市長が今回のような外部の市民が参画する懇談会を設けて評価することが考えられる。この条文からはそれ以上は読み取れない。

委 員：これだけなら、内容が薄すぎるので入れる必要はないように感じる。そもそも、単に公表するだけなら、行政の情報公開が言われている現在では当然だと思う。奈良市、芦屋市、西宮市の条例にあるように、検証体制を設けて検証していかないといけないだろう。審議会・推進委員会などが考えられるが、他市の条例を参考にしながら蕨市の状況に合わせて考えてほしい。

会 長：冒頭の意見については、検証を誰が行うか主体がはっきりしないと意思決定ができないということについての疑問だと思う。また、これは第16条で条例の見直しを行う際に懇談会を設けるなら、第15条との大きな違いは何かという話にもつながっていくと思う。

2つ目の意見については、検証組織の設置自体を市民参画の仕組みと考え、市民本位の行政に変えていくのが目的なら、組織化する意味が出ると思う。ただし、現実には多くの自治体は検証体制を立ち上げたものの、事務局を含めて何をすればよいか分からない状態になっている。コスト・労力・時間がかかるものなので、検証組織を設置するかしないかの最終的な判断は、そうした負担を受け入れる蕨市民の気持ちにかかってくると思う。

なお、検証において、何をもちよ悪いとするのかを判断するのは難しい。例えば、協働事業の数字を増やそうとすると不必要な事業も出さないといけなくなり非効率になる。ひとつ間違えると数字の争いになりかねないので、大いに検討の必要があると思う。

委 員：この条例は、蕨の市民憲章に貢献するために作るものとして考えてよいか。

会 長：市民憲章自体が抽象的なので、それをより具体的な仕組みに表したのがこの条例ということはいえるだろう。

副会長：条例を制定するなら、推進・検証と条例の見直しの項目は必要になると思う。コストについては、市も財政難ではあるが、協働で市の負担を多少でも減らすべく、まずはスタートすべきだろう。嫌なことを避けるのではなく、市政にいかに関心を持ってもらうかが大切になる。

会 長：関心が高ければ問題はないが、関心を寄せてくれない理由があると思う。もっとも、条項として大きな問題はないため、第15条・第16条については、残す、残さないどちらでも構わないだろう。ただし、生きた条文にする必要はあると思う。

委員：検証・推進の体制の中で、市長が実効性のある機関を設けたうえで、その意見に基づいて条例の見直しを行い、条例を実効性があるものにしていくのがよいと思う。蕨市については、制度の形骸化・劣化が問題になっているものもあるので、この条例についても常に新しいものにしていかないと意味がないものになってしまう恐れがある。

会長：本来なら、行政と市民が協働するときに当事者である市長や市がチェックするのは客観性に問題がある。市民参画・協働が進んで、評価できる NPO 等の市民団体が複数現れるのが本来の姿で客観性も高くなり、蕨はすごいということになる。なお、主語が市長となっているが、主語については検討の余地があると思うので、部会で検討してほしい。

委員：第 16 条について、「市民の意見を適切に反映させて行うものとする」とあるが、市民の意見を吸い上げる機関はあるのか。

会長：市長タウンミーティングの実施、個々の議員を通じた請願、今回のような懇談会の開催、市民意識調査での回答あるいはアンケートを別途行うことなどで、見直しについての市民の意思表示の確認はできると思う。後は、それを受けてその時の担当者がどう考えるかにかかってくるだろう。

委員：5年以内に見直しを行うと謳っている市もある。

事務局：期間の根拠をどこに置くのかという問題がある。5年も経過せずに条例を見直す必要が生じるかもしれないし、5年たっても見直す必要が生じないかもしれないため、期間については特に明示していない。蕨市の条例の中で、見直しを謳っているものが少ないなか、とにかく見直しを行っていくということであえて項目を設けた。

会長：そう考えると、検証といかないまでも、定点観測を行い、市民参画・協働の状況が分かる資料を公表することが、条例の見直しの必要性の判断のためには必要になるだろう。また、情報共有の観点でも第 15 条は重要になってくると思う。

委員：第 15 条の見出しは「推進・検証の体制」となっているため、この条文の内容では、物足りない感があるが、見出しを「公表」とすれば特に問題はないと思う。

事務局：見出しの「体制」という表現については、骨子案の名残で残っていたが、中身としては、「公表」という考え方になる。

会長：情報の提供が市民参画の大前提になるので、定点観測した情報を出すことを項目として扱い、それを基に検証すべきかどうかを判断すればよいと思う。

(2) 条例前文について

会長：次に、本日配付の資料 1 「前文案」についての議論を行いたい。なお、資料中のゴシックの見出しは文章の流れを分かりやすくするために入れたが、実際に条文にする時には消え、一つのつながった文章となる。

委員：第 1 項の 1 行目について、蕨市の良いところを並べている文章の間に「市域が狭い」というマイナスな表現を入れる必要はあるのか。市域が狭いから人と人のふれあいにあふれているわけではないと思う。特徴として挙げたのだとは思いますが、

あえて言及したいなら「日本一小さい」くらいが妥当ではないか。

委員：ただ、「日本一小さい」も自慢にはならないように感じる。

委員：第1項最後の「着実な大きな成果」とは何を指しているのかが見えない。

会長：蕨市はコミュニティ活動が盛んというが、実はこれは世の中の普通ではなく、蕨市部においては、盛んなところの方が少ない。都市の最大の特徴として、集合性はあるが共同性はないというのがある。大きいかは分からないが、蕨市はある程度保持していると思う。もし、具体的な説明に困るのであれば、「全国に先駆けて進め」以降をカットして、単に「着実に進めてきました」とするのはどうだろう。

委員：確かに国勢調査を行ったときは、本当に隣人同士のつながりの無さを実感した。

委員：今後、震災等の影響により経済がさらに悪化する事態も想定される。前文のなかで「経済的な悪化」を表現する必要もあるのではないか。

会長：もし、経済という言葉を入れるなら第2項になるだろう。派遣切りなどの行き過ぎた資本主義をカバーするのは、地域の身近な自治体になり、その善し悪しを決めるのはコミュニティが健全かどうかになる。そして、それを測るのはコミュニティ活動と人の信頼が連鎖していくかになる。

委員：余暇があって市民参画が行える状況であれば、第3項のとおりだと思う。しかし実際には、豊かさやゆとりがないと日々の生活に追われて、意欲があっても市民参画ができない人が多いので、単にきれいごとを書かれてもどうかという気はする。社会的な背景を考えて、今条例を作るなら、経済状況の悪化について言及することは必要だと思う。

会長：それなら、「近年は」の後に、豊かさやゆとりを味わえる機会がないことを言及したうえで、その一方で色んな組織が生まれているとするのはどうだろうか。

委員：その流れの方がよいと思う。

会長：冒頭の「市域が狭く」という表現についての議論に戻ると、確かになくてもよいとは思。むしろ、ふれあいがある方を蕨の特徴として強調できればよいだろう。

副会長：それに関連して、「ふれあいにあふれた生活のまち」を「ふれあいにあふれた利便性が高いまち」と変えれば、より強調できるのではないだろうか。

事務局：この表現については、総合振興計画のまちの将来像の解説の中で「生活のまち」という表現が使われているのでそれを反映した経緯はある。このなかには、「生活しやすい」、「利便性がある」といった意味も含まれている。

委員：第1項については、市民憲章が理由でコミュニティが活性化したわけではないと思う。それ以前に、各地域でやってきた町会等のコミュニティ活動を基盤として市民憲章ができて、行政がコミュニティ活動に力を入れていこうという姿勢が芽生えたのが本来の流れのはずである。

事務局：第1項については、成年式、機まつりという地域のつながりを前提に、市民憲章ができて、地域のコミュニティが進んできたということを書いたつもりではあった。確かに市民憲章はそれまでのコミュニティ活動を明らかにしたものであるが、「それ以降は」という表現があるので、言葉足らずにはなったかもしれない。また、「地域のコミュニティを単位とした」という表現は、コミュニティづくり推進条例による今の5地区単位の活動に関する文脈だと思うが、確かに割愛している

部分はある。

委員：そのコミュニティづくり推進条例でさらに市民活動が活発になったのを受けて、より市民参画を促そうというのが今回の条例の趣旨であったはずだと思う。

会長：いずれにせよ、因果関係を踏まえて、正確な表現を心がけてほしい。

委員：第3項2行目に「これまで以上にまちを愛する気持ちを共有し」とあるが、「これまで以上」というと重い表現に感じるので、「よりまちを愛する気持ちを共有し」の方がよいと思う。

委員：第3項1行目の「子供たち」は、学校からくる通知などでは「子供」と表現されており、この2文字で複数形の意味を持っているように思うが、いかがだろうか。また、「まち」をあえて平仮名にしているように「子供」の供は平仮名の方がよいと思う。他の箇所でも上手に平仮名をつかっていくことが必要だろう。

事務局：総合振興計画では、「子どもたち」という表現を使っているなので、それに従って修正したい。

委員：第1項3行目の「など」は直前に具体的な2つの事例が示されているため、「といった」という表現の方がよいのではないか。他にも「など」の使用で気になる箇所はあった。また、第3項の「子供たちの世代」という表現はすぐ次の世代に限定されてしまう印象があるので、「将来」などの別の表現を検討してほしい。また、第1項第2段落の「地域のコミュニティ」と第2項の「町会をはじめとした従来の地域のコミュニティ」は連続性があるということか。最後に、NPOが前文で使われているが、これは本当に用語として定着しているのだろうか

事務局：コミュニティについては、両方とも5地区のコミュニティにあたる。NPOの箇所については、地域を中心とした組織に対比する特定分野を中心とした組織を表現したかったが、より分かりやすい表現を考えたい。

委員：「コミュニティを単位とした」という表現に、そのような特定分野の集まりを全部含ませてしまうことも可能だと思うが、全ての団体が市民参画・協働の意思を持っているわけではないので難しいかもしれない。

委員：第4項2行目の「安全安心で幸福を実感できる」は大げさな表現に感じる。

会長：安全安心というのは、9. 11アメリカ同時多発テロ事件以降に増えた表現であるが、本来「安全」と「安心」は別物である。なぜなら、安心は人の気持ちになるので、測定できない曖昧なものであるためである。

委員：それならば、「幸福を」の部分を取ったうえで、「安全で安心が実感できる」とすればよいのではないだろうか。

(3) 次回会議の開催日程について

- ・次回については、平成24年1月21日(土)午後2時から開催と決定。
- ・次回は、本日配付した資料2の条文案についての説明・意見交換を予定。